

ICANノーベル平和賞メダル・賞状取り扱い基準

2019年2月1日

2017年7月、広島・長崎の被爆者や世界の市民運動の後押しにより、国連で核兵器禁止条約が成立しました。これに対する貢献が評価され、同年12月、ノーベル平和賞が核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)に授与されました。

このたびICANの国際運営団体であるピースボートは、ノーベル平和賞のメダルと賞状(共に公式レプリカ)を、全国そして世界中の人々に公開することを決定しました。

イベント等でメダルと賞状を使用することを希望する団体は、この取り扱い基準にしたがい、申込んでください。

【メダルと賞状】

ノーベル平和賞のメダルと賞状は、厳重に保管されている原本のほか、展示目的で公式レプリカが作られており、世界10の国際運営団体に1つずつ贈られています。この取り組みは、その1つであるピースボート保有の公式レプリカを活用するものです。

- メダル 金メッキ素材、直径63 mm
- 賞状 A2サイズ(横長)

1. 申込むことのできる団体等

核兵器禁止条約を通じて核兵器を廃絶するという核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)の趣旨に賛同し、核廃絶や平和の促進のための活動を行う団体等。また、核廃絶や平和のための教育や啓発を行う公的機関や学校等。

個人による申込や、政党または公職選挙候補者の支援を目的とする団体による申込は受け付けません。

2. 対象となる企画

上記1の団体等が主催する核廃絶や平和の推進を目的とするイベントの一環で、メダルと賞状の展示や撮影会を行う企画。下記4の「使用期間」内に行われるもの。

3. 申込方法

別紙の「ノーベル平和賞メダル・賞状 使用申込書」による。

ピースボートが、主催団体等の活動実績や当該イベント・企画の趣旨を踏まえ可否を決定する。

使用日程は、申込を受け付けた上で随時調整する。ご希望にそえない場合もあります。使用決定後、実施前に所定の誓約書に署名をいただきます。

4. 使用期間

使用は、2019年4月1日(月)以降。

1イベントあたり、使用は原則として1日とする。

特段の事情があって上記期間外での使用や2日以上にわたる使用を希望される場合は、その事情を説明のうえご相談ください。

5. 申込受付

下記の連絡先に申込書を郵送の上、申込書を郵送したことを知らせるメールもお送りください。 申込の受付順に審査を開始し、個別に協議の上決定していきます。

6. 使用方法

- 使用方法(配置方法や展示用ケースなど)については、ピースボートと主催団体が協議し合意した方法で行う。
- 搬入と搬出は、ピースボートが指定し派遣する管理者(以下、管理者)が行う。
- 展示・撮影会などの企画での使用中は、管理者が常時現場で監督する。
- 企画での使用中は、主催団体側も一名以上担当者を配置し、管理者と共に監督に当たる。

7. 費用

以下の費用をピースボートが申し受けます。

- 管理経費 1イベント(1日)あたり 20,000円
- 管理者派遣にかかる旅費(交通費、宿泊費等の実費)

8. 転貸しの禁止

転貸しは、禁止とする。

9. 管理と弁償の責任

運搬と企画使用中の管理は、ピースボートが指定し派遣する管理者が主たる責任を負うものとする。ただし主催団体側の過失により損傷した場合には、主催団体が修復に要する費用を弁償する。

10. 補足

この取り扱い基準に定めるもののほか必要な細目をピースボートは随時定める場合がある。主催団体との協議が必要な事項については、ピースボートと主催団体が協議して合意するものとする。

■連絡・お問い合わせ先

ピースボート

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 3-13-1-B1 ピースボート

ICANノーベル平和賞メダル係

(担当:松村)

TEL 03-3363-7561 FAX

03-3363-7562

メール pbglobal@peaceboat.gr.jp

(申込書は上記住所へご郵送の上、申込書を郵送した旨メールにてお知らせください)